

指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する市町村意見申出制度の取扱いについて

1 意見申出制度の対象となるサービス及び市町村

意見申出制度の対象となるサービス及び市町村は千葉県ホームページで随時更新しますので確認ください。

- ・指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する市町村意見申出制度の導入について

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/shinchaku/ikenmouhide.html>

※意見申出制度の対象とならないサービス、市町村においても下記4のとおり手続きくださるようお願いします。

2 意見申出制度の対象となる手続き

- (1) 新規指定申請
- (2) 指定更新申請

3 意見申出制度の適用開始日

- (1) 新規指定申請
令和8年1月1日付けの新規指定分から適用します。
- (2) 指定更新申請
令和8年8月1日付けの指定更新分から適用します。

4 指定等までの手続

指定障害福祉サービス事業者等の新規指定及び更新は、毎月1日付けで行っており、申請は、次の流れで受け付けます。

それぞれの期限に間に合わない場合に、新規指定においては、翌月以降の指定となります。また、更新においては、更新ができない場合があります。

※(6)を除き、下記の該当する日が閉庁日の場合は翌開庁日です。

(1) 事業所等から市町村への事前相談

○事業所等は、事業相談シート（別添参照。任意様式でも可。指定更新申請時に、県に届出している内容について変更がない場合は、当該事業相談シートの作成を省略して、既存の資料を用いても構わない。）を策定し、次の市町村の障害福祉担当課に対し、策定している障害福祉計画・障害児福祉計画と事業内容が合致するか、事前相談を行ってください。市町村の意向に反して、(2)以降の手続きを進めることが無いよう、御留意ください。

- ・意見申出制度の対象となる事業所等について

「通知の求めがある市町村及び障害福祉サービス等一覧」に記載の市町村

- ・意見申出制度の対象とならない事業所等について

設置又は開設予定の市町村

- グループホームや通所事業所など、施設・設備を使用してサービス提供を行う事業者の指定を申請する場合には、賃貸借契約締結前及び新築・改修工事着工前に事前相談を開始してください。賃貸借契約締結済であったり施設が完成していたりしても、市町村の意見によっては定員について条件を付すこと等があります。
- （３）に間に合うように相談ください。

（２）事業所等で事業相談シートの作成

- （１）の事前相談を踏まえて、事業所等で事業相談シートを作成ください。（指定更新申請時に、県に届出している内容について変更がない場合は、当該事業相談シートの作成を省略して、既存の資料を用いても構わない。）

（３）事業所等から県へ事業相談シートの提出・更新の申出

- 事業相談シートの提出及び更新の申出は、ちば電子申請サービスにより行います。

ちば電子申請サービス

【新規指定申請】

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=48794

【指定更新申請】

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=58147

- 指定等を受けようとする日の４カ月前の月末までに提出又は申出を行って下さい。

（４）県による事業相談シートの確認、県から事業所等へ補正依頼

- 事業相談シートの内容を確認後、電子メール又は電話により県担当者から事業所等へ連絡します。補正は、必要に応じて、複数回実施することとなります。また、当該が必要と判断した場合には、県が指定する方法による面談（来課又は Zoom による面談）を行います。
- 指定等を受けようとする日の３カ月前の２５日までに補正を完了してください。

（５）事業所等から県へ指定申請等の書類の提出

- （４）の補正終了後、県へ指定申請等の書類を提出ください。補正は、必要に応じて、複数回実施することとなります。

- 指定等の手続き等に関する情報は千葉県ホームページ上で随時更新いたしますので確認下さい。

- ・ 障害福祉サービス事業者等に関する各種手続（指定申請変更等）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/shienhou/index.html>

- ・ 障害児通所支援及び障害児入所支援の指定・変更等の手続

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shoji/jigyoushamuke/jidou/youshiki.html>

- 指定等を受けようとする日の２カ月前の末日までに補正を完了してください。

(6) 県による指定申請等の確認、県から事業所等の補正依頼

- 申請書等を受理後、審査を行います。指定基準及び関係法令に適合すると認められる場合には、毎月1日付けで指定等を行います。指定等を行った事業者へは、事業所等の所在地宛に指定書を発送します。
- 指定申請等についての市町村長からの意見書の内容を勘案し、指定等に必要な条件を付する場合があります。